

宮城県公安委員会告示第73号

警備業法（昭和47年法律第117号。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年9月12日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 講習実施日

令和7年10月21日（火）から同月24日（金）までの4日間

2 講習の実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和7年9月29日（月）から同年10月3日（金）までの5日間（9月29日から10月2日までは午前9時から午後4時まで、最終日のみ午後3時まで）

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

令和7年10月6日（月）から同月10日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額を受講申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課